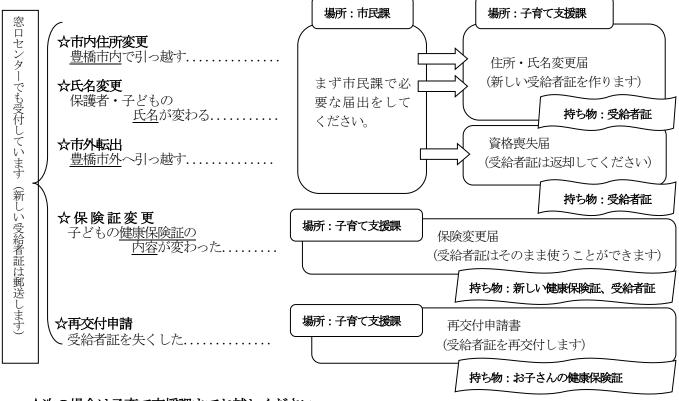
受給者証は、更新手続きが必要です

- →小学校に入る前と中学3年生のときに、申請が必要です。
 - 有効期間が切れる前(1月頃)に申請書を送ります。郵送で手続できます。
- ≪受給者証の有効期間について≫
- ○未就学児・・・受給者証記載の日から小学校に入学する前(3月31日)まで
- ○小学校1年生~中学校3年生の子ども・・・受給者証記載の日から中学校3年生の年度末(3月31日)まで
- ○高校1年生~高校3年生の子ども・・・受給者証記載の日から高校3年生の年度末(3月31日)まで
- ※なお、小学校1年生以降は障害者・母子父子家庭等の医療費助成制度が子ども医療より優先されます。

次の場合は必ず届出をしてください



☆次の場合は子育て支援課までお越しください

- ○子どもが施設に入所した
- ○生活保護を受けるようになった
- ○子どもの健康保険証の資格がなくなった (無保険)
- ○子どもが帰国する(外国籍の方)

場所:子育て支援課

資格喪失届

(受給者証は返却してください)

持ち物:受給者証

その他の注意事項

- ○加入している健康保険(全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合など)から 高額療養費や家族療養付加金などを受け取った場合は、その金額を豊橋市に返還 していただくことがあります。(豊橋市国民健康保険の方は除く)
- ○加入保険が、健康保険組合または共済組合の方は、それぞれの健康保険組合または 共済組合に、受給者証を使うことを届出てください。
- ○有効期限の切れた受給者証や使えなくなった受給者証は返却してください。 (市役所または窓口センターへ持参、または下記へ郵送)
- ○資格がなくなった日以降に使用した医療費は、返還していただきます。

[問い合わせ先]

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 子育て支援課 こども給付グループ (東館2階 ⑱番窓口 **Tel**:51-2335)